

番号	8. (1)
項目	<p>厚生労働省は来年度からの第9期の介護保険料の見直しの検討に入っているが、合計所得の9段階区分を13段階にし、410万円以上の10段階から680万円以上の13段階の見直し例が示されている。しかし本市ではすでにこの見直し例を超えており、さらなる多段階化と最高段階の保険料割合は基準額の3.0以上になるようにしてください。</p>
<p>(回答)</p> <p>現在、国においては、第9期計画に向けた給付と負担の議論が進んでおり、具体的な保険料段階数・乗率・低所得者軽減に充当されている公費と保険料多段階化の役割分担について、介護保険部会や予算編成過程での議論等を踏まえて検討し、介護報酬改定などあわせて、年末に結論を得ることを予定しています。</p> <p>本市の第9期介護保険料については、国の検討状況を見ながら、第1号被保険者数や要介護（要支援）認定者数、介護給付費や地域支援事業費の見込みを推計し、令和5年12月頃に予定している「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」（素案）についてのパブリック・コメントで介護保険料基準額案をお示しする予定です。また、パブリック・コメントでいただいた意見や介護報酬改定の状況などにより再度試算した介護保険料段階・乗率案を市会に上程いたします。</p>	
担当	福祉局 高齢者施策部 介護保険課（管理グループ） 電話：06-6208-8028

番号	8. (2)
項目	2022年度の介護保険法第27条に基づく介護認定申請から決定までで、30日の法定期間を超えた件数とその比率をお教えてください。
<p>(回答)</p> <p>大阪市では、認定申請から結果が出るまでの日数（処理日数）について、月ごとに集計しております。</p> <p>各月の認定者数に占める、処理日数が30日以内の者の割合について、令和4年度の各月の単純平均では24.9%となっていることから、処理日数が30日を超過した者の割合は75%程度と考えられます。なお、令和4年度の認定件数は約13.3万件のため、仮にこの数字に75%を乗じると処理期間が30日を超過した件数は約10万件となります。</p>	
担当	福祉局 高齢者施策部 介護保険課（認定グループ） 電話：06-4392-1727

番号	8. (3)	
項目	<p>第9期の本市の高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に対するパブリックコメントの実施について、多くの被保険者や関係人の意見が反映されるよう、素案の配布や応募期間等の周知を徹底してください。</p>	
<p>(回答)</p> <p>パブリック・コメントの実施につきましては、より多くの市民等からご意見を頂けるよう、本市ホームページへの掲載、報道機関への情報提供、区広報紙への掲載等、複数の手段を用いた周知に努めてまいります。</p> <p>なお、計画素案については、福祉局計画担当課の窓口や各区保健福祉センター、大阪市サービスカウンター、市民情報プラザ、地域包括支援センター、総合相談窓口（ブランチ）、図書館、老人福祉センター、大阪市社会福祉協議会、区社会福祉協議会などに配架するとともに、本市ホームページにも掲載しております。</p>		
担当	福祉局 高齢者施策部 高齢福祉課	電話：06-6208-8026

番号	8. (4)
項目	<p>国で検討されている第9期の介護保険制度の見直しについて、国の動向を注視するだけでなく、本市の置かれている困難な特色が反映されるようその改善を提言してください。</p>
<p>(回答)</p> <p>国に対して、介護保険制度の円滑な運営のため、将来にわたって地方自治体の財政負担が過重とならないよう、十分な財政措置を講じることや、介護給付費の財源に占める国の負担割合の引き上げなどにより、第1号被保険者の保険料の高騰を抑制する財源措置を講じること等を要望しています。</p>	
担当	福祉局 高齢者施策部 介護保険課（管理グループ） 電話：06-6208-8028

番号	8. (5)
項目	<p>後期高齢者の保険料は引き上げないように、大阪府後期高齢者広域連合に要請してください。2年ごとの保険料の値上げと医療機関での窓口負担2割化の拡大は、後期高齢者の生活を圧迫しています。少子化はこれまでの政府の経済財政政策の失敗です。これを世代間対立を煽って後期高齢者へ出産一時金の一部を負担させることは、政府の責任の放棄です。</p>
<p>(回答)</p> <p>後期高齢者医療制度では、保険料の軽減措置も含め保険料の賦課決定は、後期高齢者医療広域連合の権限とされており、同一都道府県内の被保険者につきましては、居住する市町村を問わず、均一な基準に基づく保険料となりますので、市町村が独自に保険料を賦課決定することはできません。</p> <p>また、後期高齢者医療制度の被保険者の方が医療機関窓口でお支払いいただく一部負担金については、「高齢者の医療の確保に関する法律」第67条第1項により定められており、一般の方は1割、一定以上の所得のある方は2割もしくは3割とされているところです。</p> <p>今般、国においては全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が成立し、出産育児一時金の支給額を引き上げるとともに、令和6年度から支給額の一部を後期高齢者医療制度から支援する仕組みとすることや、後期高齢者の医療給付費にかかる現役世代と後期高齢者の負担率を見直すこと等が決定されたところです。</p> <p>本市としましては、被保険者を取り巻く環境を考慮の上、低所得者の負担が過重にならないように十分に配慮するよう国へ要望をおこなっているところです。</p>	
担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課 (保険グループ) 電話：06-6208-7964

番号	8. (6)
項目	<p><u>最低保障年金制度の創設と年金の毎月支給が実現するように、国に対してより一層強く働きかけてください。介護保険料は年金天引きで2か月分が徴収されています。</u> この一方的な制度は許されません。</p>
<p>(回答) (下線部について回答)</p> <p>公的年金制度は、世代間の相互扶助精神に基づき、老後や万一の場合の健全な国民生活の維持向上を目的として国において運営されています。</p> <p>現在、国においては、受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るための措置等の実施を推進するとともに、必要な検討等を行うこととされております。公的年金制度についても、既に成立した関連法の着実な実施に加え、年金制度のあり方等について検討していくことが示されています。</p> <p>本市としては、その推移を見守るとともに、現行の年金制度のもとで発生している無年金者や低額年金受給者についての抜本的な制度改善・救済措置や毎月支給の実施を検討するよう、「政令指定都市国保・年金主管部課長会議」を通じて要望しているところであり、引き続き国へ要望してまいります。</p>	
担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課 (管理グループ) 電話：06-6208-7977

番号	8. (7)
項目	<p>約200自治体に拡大した加齢性難聴に伴う認知機能低下をある程度抑制できる「補聴器」購入に対する助成制度を、国の実施待ちでなく本市独自で設けてください。また、聴力検査を無料もしくは低額で受けられるように、本市の各種検診に追加してください。</p>
<p>(回答) (下線部について回答)</p> <p>加齢に伴う難聴等は、コミュニケーションを困難にするなど日常生活に支障をきたす大きな原因となっており、高齢者が社会的孤立やうつ、認知症、フレイルに陥る危険性を高めるとい研究結果も報告されていることから、本市としましても、補聴器が普及し効果的に利用されることにより、認知症の発症リスクの軽減やうつ、フレイル予防、ひいては健康寿命の延伸につながるものと考えております。</p> <p>なお、難聴者の補聴器購入に係る当該公的助成については、国においての公的助成制度の創設が必要であると考えており、国に対して要望しているところです。</p>	
担当	福祉局 高齢者施策部 地域包括ケア推進課 電話：06-6208-8995

番号	8. (8)
項目	<p>帯状疱疹ワクチン接種の助成制度を設けてください。50歳以上では、神経痛、角膜炎や難聴、顔面神経麻痺などの重い後遺症を残す可能性が高くなります。予防には少なくとも10年効果が期待される不活性ワクチンが有効とされていますが、任意接種で1回2～3万円の自己負担があります。東京都は今年度予算に7億8千万円を計上し、助成額の2分の1を助成するそうです。</p>
<p>(回答)</p> <p>帯状疱疹ワクチンにつきましては、予防接種法に基づく定期接種ではなく、被接種者の希望と医師の責任と判断によって行われる任意での接種となっております。</p> <p>帯状疱疹ワクチンの定期接種化については、現在、国の審議会において検討が行われており、定期接種化に際しては、期待される効果や導入年齢に関する検討が引き続き必要であるとされていることから、引き続き国における審議状況を注視してまいります。</p>	
担当	健康局 保健所 感染症対策課 電話：06-6647-0656

番号	8. (9)
項目	<p>熱中症に対する啓発も重要ですが、熱中症の半数は高齢者で救急搬送の最も多い発生場所が住居です。高齢者世帯にエアコン購入・設置費を助成する自治体が増えています。今年の夏の異常高温は来夏も予想されます。高齢者の命を守るためにエアコン購入・設置費用や電気代の助成を実現してください。</p>
<p>(回答)</p> <p>本市においては、例年、夏を迎える前に本市ホームページ、広報紙等を通じて熱中症予防のための情報等を掲載し、また、各区保健福祉センター、福祉局及び環境局が実施している高齢者宅等への訪問事業の際に熱中症予防についての注意喚起を行っております。</p> <p>加えて本市全所属に対して、広く市民等に熱中症予防の啓発や注意喚起を依頼するなどの取り組みを強化し、とりわけ高齢者の総合相談機能を持つ地域包括支援センターや民生委員・児童委員、社会福祉協議会など広く関係団体にも協力を求め、見守りや声掛けなど、きめ細やかな対応をお願いしております。</p> <p>今後とも、気象状況にも十分留意しながら、関係局において熱中症対策に取り組んでまいります。</p> <p>(参考)</p> <p>本市においては、国の方針に基づき、今年度、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯に対し、1世帯あたり3万円を支給する事業を行っております。</p>	
担当	福祉局 高齢者施策部 高齢福祉課
電話：06-6208-8026	

番号	8. (10)		
項目	異常な物価高が続いており、高齢者のくらしもより一層困窮しています。水道使用量の多い夏の上下水道の基本料金の減額措置を実施してください。		
<p>(回答)</p> <p>上下水道料金の減額にかかるこれまでの実績について、令和2年度には、新型コロナウイルス感染症が経済的な影響をもたらしている状況を踏まえ、市民の生活や経済活動を支援するため、7月分から9月分までの3か月間に上水道料金の基本料金及び下水道使用料の基本額の減免措置を実施いたしました。</p> <p>また、令和4年度には、コロナ禍の影響が長期化していることに加え、原油価格や電気・ガス料金を含む物価の高騰により、さらなる影響を受けている市民生活を支援するため、8月分から10月分までの水道料金の基本料金及び下水道使用料の基本額の減額を実施いたしました。</p> <p>今年度においては、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受け続けている市民等の生活を支援するため、昨年度と同様の減額を実施することを6月に決定し、迅速な実施を目指して7月臨時会で補正予算の議決を経たのち、最短で実施可能な時期である10月分から12月分までの減額を実施しているところです。</p> <p>今後も社会情勢を注視しつつ、状況に応じた施策を検討してまいります。</p> <p>今後とも、都市基盤の機能拡充に努め、将来にわたり安心・安全な市民生活に寄与する上下水道事業を構築してまいりますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。</p>			
担当	市民局 総務部	総務担当 (総務グループ)	電話：06-6208-7311
	水道局 総務部	お客さまサービス課 営業企画担当	電話：06-6616-5473
	建設局 総務部	経理課 下水道使用料担当	電話：06-6615-7545

番号	8. (11)		
項目	<p>大阪市の緑被率は他の政令都市と比べて半分以下と少ない場合が多いようですが、過去5年間の年度別の街路樹と公園樹の伐採数（高木）及び剪定・伐採・植樹・除草等の維持管理費をお示しください。街路樹など都市部の緑は生活に潤いをもたらす、「ヒートアイランド現象」や二酸化炭素の吸収などの大気汚染対策に有効です。また、公園内に自動販売機を設置することも問題です。大阪市は歴史ある景観の保全も含めて時代に逆行しています。</p>		
	<p>(回答)</p> <p>本市では、市民の安全・安心の確保を目的として、平成30年度から集中的に公園樹・街路樹の撤去・植替えを行っています。また、通常の維持管理の中でも、市民の安全に支障を及ぼすおそれのある樹木について緊急的に撤去し、できる限り生長の緩やかな樹木への植替えを行っており、それらの実績は以下の通りです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年 約19,300本 ・令和元年 約8,000本 ・令和2年 約10,600本 ・令和3年 約7,600本 ・令和4年 約7,200本 <p>公園樹・街路樹の撤去・植替えおよび剪定等の維持管理費、公園除草の維持管理費の合計予算は以下の通りです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年 約1,917百千円 ・令和元年 約1,873百千円 ・令和2年 約1,887百千円 ・令和3年 約1,924百千円 ・令和4年 約2,202百千円 <p>清涼飲料水自動販売機は、公園利用者の利便性向上及び、市税外収入の確保を図ることを目的として設置しており、その市税外収入の一部は公園の維持管理費用等に充てられております。また、その多くが防犯カメラ付きのものとなっており、市民の安全安心なまちづくり機運の高まりから、都市公園内での子ども等への犯罪及び迷惑行為の抑止にも寄与するものとして設置しておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p>		
担当	建設局 公園緑化部 緑化課		電話：06-6615-6891
	建設局 公園緑化部 調整課（企画運営担当）		電話：06-6615-6759

番号	8. (12)
項目	<p>公園などの公共トイレの女性や身体障がい者用個室を増設してください。近隣住民や遠方からの来園者が安心して利用できるように、衛生面や施設修理などにすぐ対応できるように近くの給排水業者などと提携した即応体制を構築してください。維持管理の負担増を懸念されていますが、利用者目線で考えてください。</p>
<p>(回答)</p> <p>公園のトイレは、来園者が公園を快適に利用するための便益施設ではありますが、屋外にあり、無人管理で、不特定多数の方が常時自由にご利用できるという特性をもった施設です。そのため、自然現象等による汚損や、いたずら等により施設が破損されるケースも発生しており、そのような場合は緊急的な対応や外部による修繕など、不具合の状況に応じて対応を行っております。</p> <p>また、来園者が安心してトイレをご利用いただけるよう、遠方からも多くの利用者が見込まれる大規模な公園のトイレについては、優先的に美装化と洋式化を合わせたリニューアルを進めているところです。</p> <p>公園のトイレにおいて、女性用トイレや身体障がい者用トイレの増設を行うためには、建替えや既存施設の大規模な改修が必要となります。しかしながら、既存トイレの多くは、まだ耐用年数に達していないことから、引き続き老朽化や劣化状況を把握したうえで、建て替えなどを行う際には、その時点の利用状況や周辺状況を踏まえ、女性用トイレや身体障がい者用トイレの増設を検討してまいりますのでご理解いただきますようお願いいたします。</p>	
担当	建設局 公園緑化部 公園課 電話：06-6615-6769

番号	8. (12)
項目	<p>公園などの公共トイレの女性や身体障害者用個室を増設してください。近隣住民や遠方からの来園者が安心して利用できるように、衛生面や施設修理などにすぐ対応できるように近くの給排水業者などと提携した即応体制を構築してください。維持管理の負担増を懸念されていますが、利用者目線で考えてください。</p>
<p>(回答)</p> <p>環境局では、公衆衛生や繁華街対策として、市内19か所に公衆トイレを設置し、維持管理を行っております。公衆トイレは、無人管理で、不特定多数の方が常時自由にご利用できるという特性をもった施設です。</p> <p>衛生面や施設修理については、市民が安心してトイレを利用できるように、公衆トイレの利用状況に応じて清掃を行うとともに、職員の巡回により、清掃の状況や施設の点検を行い、修理等が必要な箇所は巡回職員で対応を行っています。</p> <p>公衆トイレにおいて、女性や身体障がい者用トイレの増設を行うためには、建替えや既存施設の大規模な改修が必要となります。しかしながら、既存トイレの多くは、まだ耐用年数に達していないことから、引き続き老朽化や劣化状況を把握したうえで、建替えなどを行う際には、その時点の利用状況や周辺状況を踏まえ、設置を検討してまいりますのでご理解いただきますようお願いいたします。</p>	
担当	環境局 事業部 事業管理課 まち美化担当 電話：06-6630-3254